

- 1 消防法の適用を受ける自家発電設備は、消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。
- 2 本項は、消防法による非常電源、建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる自家発電設備に適用する。
- 3 点検項目、点検内容及び周期は次のとおり。
 - ・「機器点検」は、1年に2回行うものとする。（6M）
 - ・「総合点検」は、1年に1回行うものとする。（1Y）

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	
1 エンジン本体	① ベルトの点検と張り調整。	6M	
	② 外周りボルト、ナットの緩み点検及び増し締め。	6M	
	③ ダンパーの外観点検。	6M	
	④ 吸・排気弁の点検と調整。	1Y	
	⑤ 防振ゴムの点検。	6M	
	⑥ 基礎ボルトの点検。	6M	
2 燃料系統	燃料タンクのドレン抜き。	1Y	
3 エンジンオイル系統	プライミングポンプ圧力確認。	6M	
4 冷却水系統	① 冷却水ポンプのなき穴からの水漏れ確認。	1Y	
	② 冷却水ヒーター取り付け状態。	1Y	
5 給気点検	① 過給器の目視点検及び軸の回転確認。	1Y	
	② プレフィルター清掃若しくはエアークリーナ点検清掃。	1Y	
	③ 排気筒の変形、損傷確認及び締付ボルトの増し締め。	1Y	
6 電装品関係	① スタータの外観点検。	6M	
	② オルタネータの外観点検。	6M	
7 発電機・盤関係	(1) 外観	① さび、ヒンジの状態、変形などが点検。 ② 細部に腐食、損傷、変形がないか点検。	6M 6M
	(2) じん埃	① 導電部・巻線部のごみ、油污損がないか点検。 ② 導電部の清掃。	6M 6M
	(3) 励磁装置	① 変形、損傷、加熱、変色などが点検。 ② ボリュームなどの再調整。	6M 1Y
	(4) スイッチ類	破損、腐食、異常の有無がないか点検。	6M
	(5) 計器類	指示値の確認。	6M
	(6) ヒューズ	エレメントの溶断、細りがないか点検。	6M
	(7) バッテリ	内部抵抗、充電動作などに異常がないか点検。	6M
	(8) 警報	各種警報動作に異常がないか点検。	1Y
	(9) 試運転	電圧・周波数・油圧・油温・水温などの動作詳細確認。	6M
	(10) 継電器	動強制作の確認。	1Y
	(11) 発電装置の絶縁	絶縁抵抗測定。	1Y
	(12) 外部取り合い	外部機器との取り合い信号の動作確認。	1Y
	(13) 充電装置	必要時にボリュームなどの再調整を実施する。	1Y
	(14) 各種警報装置	潤滑油圧力低下・冷却水温度上昇スイッチの確認。	1Y

(15) 劣化部品、消耗部品	劣化部品、消耗部品の交換。	1Y
(16) DC/DC 電源装置	DC/DC 電源装置の出力電圧値測定。	6M
8 保護装置の作動試験	① 潤滑油圧力低下。	1Y
	② 冷却水温上昇。	1Y
	③ 過回転。	1Y
	④ 始動渋滞。	1Y
	⑤ 不足電圧。	1Y
	⑥ 過電圧。	1Y
	⑦ 周波数低下。	1Y
	⑧ 非常停止。	1Y
	⑨ 過電流。	1Y
	⑩ 充電異常。	1Y
9 補助装置の作動試験	① 停止ソレノイド。	6M
	② ウォータヒータ。	6M
	③ プライミングポンプ。	6M

4 交換部品

項 目	部 品
1 電気交換部品	① ヒューズ FS30C-250V-10A (2本)
	② 電源 DRET-M/NI3 (1個)
	③ GOT (グラフィックパレションターミナル) (1台)
	④ CPU基板 P3CPU-03D (1枚)
2 機関交換部品	① エンジンオイル S-3 20L (3缶)
	② クーラント LLC-18L (1缶)
	③ オイルエレメント 362140-01051 (1個)
	④ 燃料エレメント 32562-60200 (1個)
	⑤ アップホース 45568-68100 (1個)
	⑥ ロアホース 45568-67800 (1個)
	⑦ クランプ (1式)
	⑧ W/Pインレットホース F4010-76010 (1個)
	⑨ 冷却水注水口ホース T5879-63200 (1個)
	⑩ ドレンホース (1式)
	⑪ バイパスホース 36246-03200 (1個)
	⑫ パッキン (1式)
	⑬ ホース F4010-34010 (2個)
	⑭ Oリング F3153-04000 (2個)